



宮 崎 県 公 報

平成20年3月3日(月曜日) 第 1960 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

告 示

- 宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示……(管理課) 1
- 道路の区域の変更(6件) ……(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始(3件) ……(“) 2
- 都市計画事業の変更の認可(2件) ……(都市計画課) 3

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出……(地域産業振興課) 3
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……(“) 4
- 技能検定の実施……(労働政策課) 4
- 技能検定(随時実施3級)の実施……(“) 5
- 技能検定(基礎1級及び基礎2級)の実施……(“) 7
- 土地改良区の役員の退任の届出……(農村整備課) 8
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……(建築住宅課) 8

告 示

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。
平成二十年三月三日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第百五十五号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款(平成八年宮崎県告示第五百十五号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「通知」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 乙は、前項の下請負人を宮崎県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

第七条の二の見出し中「通知」の下に「等」を加え、同条中「建設資材をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 乙は、建設資材を購入する場合においては、当該購入の相手方を宮崎県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県告示第 151号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年3月3日から平成20年3月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2	都城市上水	旧	9.6 ~	545.5

21号	流町1198番 3地先から 同市同町4 38番1地先 まで	22.0	新	12.5 ~ 26.0	541.5
-----	---	------	---	----------------	-------

宮崎県告示第 152号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年3月3日から平成20年3月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	都城市山之 口町富吉字 榎木3583番 1地先から 同市同町富 吉字上森川 原3751番1 地先まで	旧	9.5 ~ 10.5	351.5
				新	10.0 ~ 16.0	351.5

宮崎県告示第 153号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年3月3日から平成20年3月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
14	県道	佐土原 国富線	宮崎市佐土 原町西上那 珂字小丸 6 84番 1 地先 から同市同 町西上那珂 字中畑 916 番 2 地先ま で	旧	10.0 ~ 18.0	245.0
				新	12.5 ~ 22.0	245.0

宮崎県告示第 154号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月 3 日から平成20年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西 都線	日向市東郷 町下三ヶ字 一松露1748 番 7 地先か ら同市同町 下三ヶ同字 1748番 7 地 先まで	旧	4.9 ~ 7.4	91.7
				新	9.8 ~ 21.4	91.7

宮崎県告示第 155号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月 3 日から平成20年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西 都線	日向市東郷 町下三ヶ字 一松露1748 番 8 地先か ら同市同町 下三ヶ同字 1748番 8 地	旧	31.5 ~ 38.0	20.6
				新	35.0 ~ 41.1	20.6

			先まで			
--	--	--	-----	--	--	--

宮崎県告示第 156号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月 3 日から平成20年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷 町山陰字竹 ノ本乙2458 番 7 地先か ら同市同町 山陰同字乙 2458番 7 地 先まで	旧	49.0 ~ 68.0	50.0
				新	49.0 ~ 50.6	50.0

宮崎県告示第 157号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月 3 日から平成20年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
14	県道	佐土原 国富線	宮崎市佐土 原町西上那 珂字小丸 6 84番 1 地先 から同市同 町西上那珂 字中畑 916 番 2 地先ま で	平成20年 3 月 3 日

宮崎県告示第 158号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月 3 日から平成20年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
22	県道	東郷西都線	日向市東郷町下三ヶ字一松露1748番7地先から同市同町下三ヶ同字1748番7地先まで	平成20年3月3日

宮崎県告示第159号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年3月3日から平成20年3月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
22	県道	東郷西都線	日向市東郷町下三ヶ字一松露1748番8地先から同市同町下三ヶ同字1748番8地先まで	平成20年3月3日

宮崎県告示第160号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成16年宮崎県告示第11号による宮崎広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・5・15号 現王通線
3・4・10号 佐土原広瀬通線
- 3 事業施行期間
平成11年1月21日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

宮崎県告示第161号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成13年宮崎県告示第801号によるえびの都市計画道路事業の事業

計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
えびの市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
えびの広域都市計画道路事業 3・5・6号 えびの中央線
3・5・1号 駅前通線
3・5・17号 飯野支所通線
- 3 事業施行期間
平成13年8月13日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年3月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス志比田店
都城市志比田町5625番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,135㎡
(変更後) 1,174㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 建物北側及び西側 37台
(変更後) 建物北側及び西側 38台
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 建物敷地北側1箇所
(変更後) 建物敷地北側1箇所、西側1箇所
合計 2箇所
- 4 変更する年月日
平成20年2月23日
- 5 変更する理由
市道鷹尾・上長飯通線の交通流変化に伴い、当該店舗の来店車両の出庫渋滞を回避するために出入口を新設する。
- 6 届出年月日
平成20年2月21日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総

務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間

① 平成20年3月3日から平成20年7月3日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課

(2) 期間

平成20年3月3日から平成20年7月3日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年3月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

宮崎山形屋

宮崎市橋通東3丁目125番 外20筆

(宮崎市橋通東3丁目4番12号)

2 意見の概要

特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間

平成20年3月3日から平成20年4月3日まで

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成20年度技能検定試験（前期）を次のとおり実施する。

平成20年3月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作

業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

コンクリート積みブロック施工（コンクリート積みブロック工事作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事作業）

2 実施等級等

1級、2級、3級及び単一等級（各等級の実施職種は、前記1のとおりとする。）

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成20年6月9日（月曜日）から平成20年9月17日（水曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、機械加工、放電加工、鉄工、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、プラスチック成形、とび、左官、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、路面標示施工、フラワー装飾	15,700円
婦人子供服製造	13,000円

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾	10,500円

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成20年6月2日（月曜日）以降に、あ

らかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾	平成20年7月27日 (日曜日) 3級の職種が対象
造園、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装、コンクリート積みブロック施工	平成20年8月24日 (日曜日) 3級以外の職種
機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工	平成20年8月31日 (日曜日) 3級以外の職種
園芸装飾、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾、路面標示施工	平成20年9月7日 (日曜日) 3級以外の職種

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成20年4月3日 (木曜日) から平成20年4月16日 (水曜日) まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門学校及び宮崎県職業能力開発協会で作成する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額 (前記3の(1)ウに定められた額) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納入すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、3級については平成20年8月27日 (水曜日) その他については、平成20年10月3日 (金曜日) 県庁本館前掲示板に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号 (県庁8号館3階)

電 話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985(58)1570

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第46条第2項の規定により、平成20年度技能検定試験 (随時実施3級) を次のとおり実施する。

平成20年3月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 実施職種

さく井 (パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鑄造 (鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造 (ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工 (普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工 (金属プレス作業)、鉄工 (構造物鉄工作業)、建築板金 (ダクト板金作業)、工場板金 (機械板金作業)、めっき (電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理 (陽極酸化処理作業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、ダイカスト (ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、機械保全 (機械系保全作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造 (プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、染色 (糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造 (丸編みニット製造作業、

靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)工業包装(工業包装作業)

2 実施等級等

前記 1 に掲げる職種の実施等級は 3 級とし、検定試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 受検資格

随時実施 3 級の技能検定を受検できる者は、前記 1 に掲げる職種の基礎 1 級又は基礎 2 級技能検定に合格した者とする。

なお、基礎 1 級又は基礎 2 級技能検定に合格した者は、前期及び後期における 3 級技能検定は受検できないこととする。

4 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成 20 年 4 月 1 日(火曜日)から平成 21 年 3 月 31 日(火曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成	15,700円

形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

機械検査、婦人子供服製造

13,000円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成 20 年 4 月 1 日(火曜日)から平成 21 年 3 月 31 日(火曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成 20 年 4 月 1 日(火曜日)から平成 21 年 3 月 31 日(火曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を明記し、140円切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(前記 4 の(1)ウに定められた額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納付すること。

7 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合否通知

実技試験又は学科試験の合否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施 3 級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

8 その他

前期及び後期における 3 級技能検定と随時実施における 3 級技能検定は、同等・同一のものであるが、随時実施 3 級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の

認定を目的とする。

なお、随時実施 3 級の技能検定について、1 に掲げる実施職種のうち、試験を行わないもの（実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格を有する者に対するものなど）もあるので、詳細又は不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 (県庁 8 号館 3 階)

電 話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

電 話 0985(58)1570

職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) 第 46 条第 2 項の規定により、平成 20 年度技能検定試験 (基礎 1 級及び基礎 2 級) を次のとおり実施する。

平成 20 年 3 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 実施職種

さく井 (パークッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、铸造 (铸铁铸物铸造作業、銅合金铸物铸造作業、軽合金铸物铸造作業)、鍛造 (ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工 (普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工 (金属プレス作業)、鉄工 (構造物鉄工作業)、建築板金 (ダクト板金作業)、工場板金 (機械板金作業)、めっき (電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理 (陽極酸化処理作業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、ダイカスト (ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、機械保全 (機械系保全作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造 (プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、染色 (糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造 (丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造 (紳士既製服製造作業)、寝具製作 (寝具製作作業)、帆布製品製造 (帆布製品製造作業)、布はく縫製 (ワイシャツ製造作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、印刷 (オフセット印刷作業)、製本 (書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業)、プラスチック成形 (圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業)、石材施工 (石材加工作業、石張り作業)、パン製造 (パン製造作業) ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造 (かまぼこ製品製造作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわらぶき作業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、タイル張り (タイル張り作業)、配管 (建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業)、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)、防水施工 (シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工

事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)、サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工 (ウェルポイント工事作業)、表装 (壁装作業)、塗装 (建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装 (工業包装作業)

2 実施等級等

技能検定は、前記 1 に掲げる検定職種について基礎 1 級及び基礎 2 級に区分し、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成 20 年 4 月 1 日 (火曜日) から平成 21 年 3 月 31 日 (火曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
さく井、铸造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装	15,700円
機械検査、婦人子供服製造	13,000円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成 20 年 4 月 1 日 (火曜日) から平成 21 年 3 月 31 日 (火曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料
全職種 3,100円

4 受検申請の手続

- (1) 提出書類
技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)
- (2) 提出先
宮崎県職業能力開発協会
- (3) 受付期間
平成20年4月1日 (火曜日) から平成21年3月31日 (火曜日) まで
- (4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒 (あて先を明記し、140円切手をはったもの) を同封すること。
イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額 (前記3の(1)ウに定められた額) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) を申請書に添えて納付すること。

6 合格の発表等

- (1) 実技試験又は学科試験の可否通知
実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格証書の交付
基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

7 その他

基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定に活用する。
なお、基礎1級及び基礎2級の技能検定について、1に掲げる実施職種のうち、試験を行わないもの (実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格を有する者に対するものなど) もあるので、詳細又は不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課
所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号 (県庁8号館3階)
電 話 0985(26)7107
宮崎県職業能力開発協会
所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
電 話 0985(58)1570

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、一里山土地改良区 (宮崎市) の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成20年3月3日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	加 藤 利 明	宮崎市高岡町浦之名5021番地9

建築士法 (昭和25年法律第 202号) 第13条の規定により、平成20年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の17第1項に規定する宮崎県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成20年3月3日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	平成20年7月6日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成20年9月14日 (日曜日) 午前11時30分から 午後4時00分まで
木造建築士試験	平成20年7月27日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成20年10月12日 (日曜日) 午前11時30分から 午後4時00分まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 J A アズムホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 J A アズムホール
木造建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 J A アズムホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 J A アズムホール

3 受付場所における受験申込

受 付 場 所	受付期間及び受付時間
宮崎市霧島1丁目1番地1 J A アズムホール	平成20年4月14日 (月曜日) から 平成20年4月18日 (金曜日) までの 午前10時から午後4時まで
延岡市愛宕町2丁目32番地 株式会社延岡建設会館	平成20年4月14日 (月曜日) 及び 平成20年4月15日 (火曜日) の 午前10時から午後4時まで
都城市姫路町7街区8号 都城市中央公民館	平成20年4月14日 (月曜日) 及び 平成20年4月15日 (火曜日) の 午前10時から午後4時まで

4 インターネットによる受験申込

申 込 サ イ ト	受付期間及び受付時間
財団法人建築技術教育普及	平成20年4月1日 (火曜日) から

センターのホームページ (http://www.jaeic.jp/)	平成20年4月7日(月曜日)まで 受付開始日の午前10時から 受付終了日の午後4時まで	
<p>5 受験手数料 15,100円</p> <p>6 その他 その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課(電話0985-26-7195)、財団法人建築技術教育普及センター九州支部(電話092-471-6310)又は社団法人宮崎県建築士会(電話0985-27-3425)に問い合わせてください。</p>		